

## 会員増強報奨金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、有限会社シニアサービス社からの寄付金を財源とし、山口県内の老人クラブ会員増強の推進に当たり、他の模範となる取組を行う老人クラブに対する報奨金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (交付申請期間)

第2条 交付申請期間は、令和6年4月1日～令和6年8月30日とする。

### (交付対象)

第3条 交付期間中に次により、該当する単位老人クラブが所属する市町老連に報奨金を交付する。ただし、一度交付対象となった単位老人クラブは、再度交付対象とすることはできない。

- (1) 新規開設又は休会から復活（再開）した単位老人クラブ。ただし、会員数は5人以上とする。
- (2) 前年度末から5人以上会員が加入した単位老人クラブ。

### (報奨額)

第4条 報奨額は、一単位老人クラブにつき20,000円とする。ただし、県全体で上限19クラブとし、上限を超える交付申請があった場合は運営委員会で協議する。

### (交付申請書の提出)

第5条 市町老連は、報奨金の交付を受けようとするときは、山口県老人クラブ連合会（以下、県老連）が別に定める交付申請書（様式1）を提出するものとする。

### (交付決定)

第6条 県老連は、交付申請書の提出があった場合、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、市町老連へ通知するものとする。

### (報奨金の支払い)

第7条 県老連は、市町老連からの請求に基づき、次により、報奨金を支払うものとする。

- (1) 市町老連は、県老連からの交付決定の通知があり次第、請求書（様式2）を県老連に提出するものとする。
- (2) 県老連は、請求書を受理した時には、その日から30日以内に、市町老連に報奨金を支払うこととする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。